香芝市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月３１日

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市条例第７号

香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和３２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４８条第９項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の８第６２項」に、「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め、同条第１５項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

附則第８条の２第２項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同条第３項中「附則第１５条第１６項」を「附則第１５条第１５項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２７項第２号ロ」を「附則第１５条第２６項第２号ロ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２７項第２号ハ」を「附則第１５条第２６項第２号ハ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２７項第３号ロ」を「附則第１５条第２６項第３号ロ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２７項第３号ハ」を「附則第１５条第２６項第３号ハ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３０項」を「附則第１５条第２９項」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第４６項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同条中第２０項を第２１項とし、第１９項を第２０項とし、第１８項の次に次の１項を加える。

１９　法附則第１５条第４４項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。

附則第８条の３第９項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第１１項中「特

定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第１０条第１項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の香芝市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。